

決済用預金（普通預金無利息型）

平成24年7月25日現在

1. 商品名	・決済用預金（普通預金無利息型）
2. 販売対象	・法人、個人
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻しできます。
6. 利息	・無利息となります。
7. 税金	・無利息のため、税金はかかりません。
8. 手数料	・キャッシュカードによる払戻し等にあたっては、所定の手数料が必要となります。 詳しくは「当金庫の主な手数料一覧」をご覧ください。
9. 付加できる特約事項	・個人の場合は、「総合口座」の取扱いができます。 （貸越利率は、担保定期預金の約定利率に0.5%、担保定期積金の約定年利回りに1.0%上乗せした利率）
10. 普通預金からの切替	・普通預金から、口座番号を変更せずに決済用預金へ切替えることができます（切替依頼書の提出が必要です）。 ・切替日の前日までの普通預金利息につきましては、当金庫が定める所定の日に精算します。
11. 普通預金への切替	・決済用預金から、口座番号を変更せずに普通預金へ切替えることができます（切替依頼書の提出が必要です）。
12. 中途解約時の取り扱い	—
13. 金利情報の入手方法	・無利息のため、金利は表示いたしません。

《裏面に続く》

<p>14. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
<p>15. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共料金等の自動支払及び給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。 「決済用預金（普通預金無利息型）」は、決済性預金（「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）ですので、全額保護の対象となります。 ◎詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。

